

伊佐市第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年7月20日(火) 午前9時から10時30分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (19名)
会長
会長職務代理者
委員
4. 欠席委員 (2名)
欠席者
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 「辞任願い」の承認について
議案第2号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
議案第7号 「非農地証明願」について
6. 農業委員会事務局職員 4名

事務局長 只今から、平成 22 年度第 4 回農業委員会総会を開催します。姿勢を正してください。一同礼。

議長 おはようございます。口蹄疫も大分納まってきたようでございます。畜産関係者の方々には大変ご苦労さま、ご苦労であっただろうと思います。

また、今月から鹿児島県の子牛の競り市もはじまるようであります。一段と忙しく成ろうかと思いますが、体には充分気をつけて、日中症にかからないように充分調整をしながら励んで頂きたいと思います。

それでは議事に入りますが、本日は 4 番委員と 15 番委員の欠席届けが出ております。

只今の出席委員は 19 名であります。従いまして、定数に達しておりますので只今から平成 22 年度第 4 回農業委員会総会提出案件を審議いたします。

本日の議事録署名者を任命いたします。2 番委員と 3 番委員にお願いいたします。

議事に入る前に（1）諸般報告 報告番号 1「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」について、事務局に報告を求めます。

事務局 報告 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約並びに農地法第 3 条による賃借権の合意解約について、ご報告いたします。資料の 1 ページから 6 ページでございます。

利用権の合意解約につきましては 6 件、農地法 3 条による賃借権の解約につきましては 13 件ありました。そのうち賃借人曾木モータース、藤井建設につきまして補足説明いたします。のちほど利用権設定にも出てきますが、今では特区として伊佐市が間に入り賃借をしており、賃借料につきましても借手さんから預かり、貸手さんにお支払いしておりました。昨年 12 月の農地法改正により条件付で農業生産法人以外の法人が農地を持てるようになりましたので、特区としての賃借権を解約するものです。以上報告いたします。

議長 只今の報告にご質問はありませんか。
(異議なしの声有り)

報告2号「農用地利用目的変更」について、事務局の報告を求めます。

事務局 報告2号「農用地利用目的変更」について報告させていただきます。

整理番号1番 農用地利用目的変更の申請人は、薩摩川内市尾白江町に居住であります。

土地の所在地は、伊佐市大口下殿字湯之谷で地目は田であります。形状変更面積は、1,735 m²です。

現況は、南・北・西側が畑で東側が宅地、周りの畑地より70 cm程度低く、現在雨水が溜まり池みたいに成っており、地目田の農地であります。

利用目的変更の理由といたしましては、周囲が畑及び宅地で湿田化し作付け不能となり長年放置してありましたが、雨水が溜まり池みたいになり子供が落ちたりしたら危険性があり、またこのような状況では田として利用は出来ないとのことでした。

嵩上げ高さは約70 cmで周囲と同等の高さまで埋め立てを行なう予定だそうです。嵩上げ後は、畑地として利用しますが耕作作物として牧草を栽培する予定であります。

この農地につきましては、7月7日事務局において現地調査をおこない、問題のないことで確認をいたしております。

以上で報告を終わります。

議長 報告3「農地相談員の紹介」について、事務局お願いします。

事務局 昨年の農地法改正に伴いまして、農地制度実施円滑化事業が新しく出来、伊佐市でも実施しておりますが「農地の有効利用を図るための支援」で「農地相談員」を置くことが出来るようになりました。そこで、5月15日の広報誌で募集し、面接等した結果、今月7月1日から頑張ってくださいいておりますのでご紹介します。

「あいさつ」

お願いいたします。

議案に入ります。

議長 議案第1号「議席の決定」について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>前回の総会で辞任承認いただきました、後任が、共済推薦で選任され、7月1日に辞令交付がありました。</p> <p>本日が最初の総会出席ですので、自己紹介を兼ねましてご挨拶を頂きます。</p> <p>「あいさつ」</p> <p>有り難うございました。</p> <p>それでは、議案番号1の議席の決定ですが 「伊佐市農業委員会総会会則」 第7条（議席の決定） 2 欠員・補充等により新たに就任した委員の議席は、その委員が最初に出席すべき総会において議長が定める。 とありますので、議長提案で承認を頂きたいと思います。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございましたように、共済選任を前回共済選任委員と同様19番議席に指定したいと思います。よろしいですか。</p> <p>（異議なしの声多数）</p> <p>19番委員にお願いをいたします。</p> <p>それでは、議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてを、議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意志決定について、ご説明致します。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定につきまして、20-1ページの利用権設定総括表によりご説明いたします。</p> <p>期間は9ヶ月から9年9ヶ月で、面積の合計は、田68,724㎡、畑36,185㎡の、採草放牧地で現況が畑のもの12,877㎡計117,786㎡です。利用権の設定をする者の数36人、設定を受ける者の数20人です。</p> <p>土地の明細書等につきましては、7ページ～20ページ整理番号1番から42番のとおりです。</p>

次に 20-2 ページをご覧ください。ここからの 4 ページにつきましては整理番号 8~27 番の解除条件付き貸借の確約書になります。基盤強化促進法による貸借ですので市長宛となっております。中央下部分に実施状況の報告に関する事項があります。毎年 3 月末日までに報告書を市に対して提出することになっておりますが、市はその写しを農業委員会へ提出することになっております。

借人、曾木モータース分につきましては、トラブル回避のため伊佐農業公社が間に入っております。

以上審議方よろしくお願いいたします。

議 長

只今の説明にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

議案第 2 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について、を議題とします。

現地調査の報告を求めます。

整理番号 1 番について 17 番委員報告をお願いいたします。

1 7 番

議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号 1 番につきまして、17 番が現地調査を行いましたので報告いたします。

譲渡人が横浜市にお住まい、譲受人伊佐市菱刈重留にお住まいでございます。申請地は伊佐市菱刈川北字池田 4 筆、田、面積 7560 m²でございます。受人の経営面積 221 m²でございます。申請地の位置ですが申請地は、菱刈中学校の南側に位置しており、現況は水田であります。現在耕作されております。譲受人の理由であります、受人は農業開始という申請理由であります、耕作意欲について、私の調査の段階では意欲ありと言う判断は出来ませんでした。また、農機具も完備してありません。元々菱刈でお菓子屋さんを経営されております。後継者についてもゆくゆく 20 年位後に息子が帰ってくるかもしれないと言うような話でございます。本人自身も申請地が何処に在るのか、また、現在の耕作者に

についても「多分 さんと言う方ではなかろうか」というような、内容についてご存じ無いようでした。農業開始と言う申請理由ではありますが、生前の財産分与で申請したということでございました。しかしながら、住宅とか家であればですが、農地につきましてはあくまでも、農地法と言う法律のもとで管理されているとお話いたしました。農地法第3条第2項1号・4号に該当するのではないかと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今の報告に皆様方のご意見はありませんか。

(3番委員挙手)

はい、3番委員

3 番 3番です。質問をいたします。

農機具もない、農業の耕作意欲も見られないと言う人に、今の条件で許可をすると、農地の荒廃に最終的には繋がって来るような気がします。農地法を説明し農地法の対策をどうするのか、3条申請をされるまでには、ある程度圃場確認まではされないと、申請の確実性はないと思います。農地の売買があることは良いことですが、耕作意欲とか、農機具の対策をどうするのかと、具体的に示されてくれば、許可相当に値すると思うのですが、委員の報告にありましたが不適當とありましたが、不適當か保留の段階ではないかと思えます。以上です。

議 長 7番委員

7 番 今3番委員が言われたように、農地法3条2項1号・4号に違反しているようであれば許可は出来ないということで良いのではないかと思えます。

議 長 5番委員

5 番 渡人と受人の関係はどういう関係でしょうか。

議 長 17番委員

1 7 番 記録はしていませんが、親戚関係だったと思えます
とにかく私が聞いた中で、気になったのは農業のかけらも現在では無いと見ました。農地法については制限があると話しはして

あります。「私の判断では厳しいかなと気がします。総会の席で報告をして結論を得たい。」と話してあります。

議 長 別に関連意見はありませんか。
5 番委員

5 番 まったく他人ではないと言うことですね。であれば、外に農業をしていらっしゃるような身内方に受人を変えて、申請をされるという方法もあると思います。

議 長 別に関連意見はありませんか。
はい7番委員

7 番 申請に来られたとき、事務局にはどういう説明があったのか、うかがいます。

議 長 はい事務局

事 務 局 事務局に来られたとき、耕作面積の下限面積に達成していないことを話しました。この申請の7,560 m²で下限面積を超える、農機具については、無いが、人に委託して、自分で耕作すると名言されました。耕作意欲について確認をしたら、「あります。私が耕作します」と言われましたので、申請を受け取り、今回皆様方に現地調査をお願いしたということになります。以上です。

議 長 よろしいですか。
20 番

2 0 番 本人に、耕作意欲があればこれは事務局の方で説明があった通り、問題はないと私は無いと思います。そしてまた農機具につきましても無いということですが、農機具は委託等をお願いして、自分で耕作すると、そういう意欲があるというふうに、係長の説明で判断したわけですが、農地法を厳しくしなければいけないわけですが、事務局に申請をされた時点で、私は本人に耕作意欲があると言え、ここで駄目ということは出来ないのではないかと思います、そういうことで保留として次回で判断しても良いのではないかと思います。

議 長 賛否両論ございますが。外にございませんか。

17番委員

17番 私が聞き取りをした張本人でありますので申し上げますが。確かに営農計画書も出されているんですね。

はい出されています。(事務局)

ただ私が話を聞く中では、許可を得るための一つの手段として出されただけでは無いかと、聞き取りの中では、うかがえましたが、本人は申請地の所在も現耕作者も不明で、本人は農業とは無縁の方です。

議長 14番委員

14番 この申請の4筆の田んぼは、水稻を作付けされているんですね、受け渡し時期は、水稻をさく付けした現段階での受け渡しなのか、刈り取りをしてからの受け渡しなのか、いかがでしょうか。

議長 17番委員

17番 まだ今のところは、許可をいただいてからという事です。

議長 10番委員

10番 申請地は合わせて6,215㎡在るわけですが、周りの状況は、水田ですか。転用をされるような場所では無いのですか。
(作付けの声あり)

議長 前回も新規就農者の申請が出たことがございます。その時には本人が作付けをするのか、「確認をした上で許可をする」といった経緯がございます。まだ再申請がされていない状況にあります。

今回の場合保留をして、申請者に農地法の指導をして、ご理解のうえで、来年度にでも作付けされ耕作意欲があれば許可相当になると思いますので、再申請をしていただきたいと思います。

別に意見が無ければ採決をしてよろしいでしょうか。

この1番の案件について、今回は保留にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。
整理番号1番ついて、賛同される方挙手をお願いします。
(全員挙手)
よって、今回は保留といたします。

総会の中では保留として、事務局から保留理由を知らせて、指導のうえ再申請をしていただくと言うことで、了解していただきたいと思います。耕作意欲だけでなく、実際耕作されているのを確認してからの許可をした方が良いのではないかと思います。

事務局 「指導」とした場合、「1年間耕作をしなさい」となりますと、利用権設定等の契約を結んだ中で耕作がされ、耕作確認後の再申請で良いのでしょうか。

現在の耕作者は別の方ですので、来年耕作になります。

議長 整理番号2番について報告を求めます。12番委員をお願いします。

1 2 番 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号2番につきまして、7月13日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。

受人は60歳、住所は伊佐市菱刈前目、自治会は前目字都です。渡人は60歳、伊佐市菱刈川北、自治会は築地下です。

申請地は伊佐市菱刈前目字九町田、地目田、地積は2,226㎡です。受人の経営面積は6,409㎡で農作業従事者は2名です。外に長男・長女さんが土・日曜は手伝いされるとのことでした。所有権(有償)移転です。

申請地の位置は、菱刈Aコープの正面西方向約200mに位置しており、現況は水田で水稻栽培です。現在の耕作者は伊東五美さんです。受人の理由は規模拡大です。農機具は完備しておりました。

経営意欲もあり、以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として、全部事項証明書・字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議長 只今の報告にご異議はありますか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号2番について、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号3番について2番委員にお願いいたします。

2 番 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号3番について、去る7月15日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市徳辺に居住され、自治会は小路で年齢は41歳です。譲り渡し人は、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は93歳です。二人の関係は親子であります。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字寺田6筆で地目は田で、地積合計面積8,072㎡です。

受け人の経営面積は議案書では0と成っておりますが、今回の申請は、父親さんが娘さんに贈与し経営移譲する中での申請に成っております。よって経営面積は8,072㎡となり、下限面積をクリアすることになり、取得可能面積であります。農作業従事者は3名で、現地は自宅周辺で10分程度の範囲にあり、良く管理された田です。

経営意欲はあり、農機具等は営農組合に委託で作業をお願いすることになります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 只今の報告にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号3番について、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします

整理番号4番について9番委員にお願いいたします。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定

のうち整理番号4番について、去る7月15日に現地調査を行いましたので9番が報告いたします。

譲渡人は、伊佐市大口針持に居住、譲受人は伊佐市大口針持に居住、年齢47歳、自治会は土瀬戸です。

申請地は伊佐市大口針持字下玉田、地目は田で、地積は165㎡、受人の経営面積は26,238㎡で、贈与による所有権移転です。申請地の場所は針持小学校の北側100mに位置しております。申請人の隣接地で圃場整備時から畦も建ててなく、既に申請人が耕作されており、今回贈与するという事で、申請されたものです。農機具も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長

只今の報告にご異議はありますか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号4番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします

整理番号5番ついて5番委員にお願いいたします。

5番

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号5番ついて、調査日7月10日に行ないましたので、5番が報告いたします。

渡人は、広島県福山市春日町に居住されております。譲受人は、始良郡湧水町川添に居住されております。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字上ノ原、地目は畑、地積は609㎡です。受人の経営面積は11,535㎡で、農作業従事者は2名です。所有権の売買による申請をするものです。

申請地の位置は、県道徳辺吉松線のJA徳辺支所から東側に250m用水路の左側の所です。申請人と受人の関係は他人です。譲受人は不動産業をされており、競売により家を購入したところが、宅地に隣接する畑で、宅地への進入路が畑であったため、畑を売買購入する事になった訳です。現況につきましては、雑草に覆われておりますが、耕耘されれば直ぐ畑になるような状況です。農

機具も完備されており、耕作意欲も充分あると、私は見ました。

添付資料として耕作証明書、住民票、字図、全部事項証明書、
が添付されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に
該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報
告を終わります。

議 長 只今の報告にご異議はありませんか。
7番委員

7 番 異議では無いのですが。
屋敷に着いた畑でしょうか。当然この屋敷を転売される目的で
購入される畑なのでしょうか。

5 番 家に着いている、庭・門の一部が畑と言う状況です。不動産業
でするので住まわれることは無いと思いますが、管理はされるとのこ
とでした。

議 長 別にありませんか。
(異議なしの声有り)
異議がないようですので採決をいたします。
整理番号5番ついて、賛同される方挙手をお願いします。
(全員挙手)
よって決定といたします

次に、整理番号6番について、18番委員をお願いいたします。

1 8 番 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定
のうち整理番号6番を、18番が報告いたします。調査日は7月18
日申請人立会いのもと調査を行いました。

譲受人は、もともと堂山出身であつて、圃場は堂山にあります。
現在は田代に住んでいらっしゃいますが、伊佐市大口針持、年齢
は74歳です。譲渡人は伊佐市大口針持、自治会は堂山、年齢は
76歳です。

申請地は伊佐市大口針持字平野下、田1,433㎡です。有償の所
有権移転であります。

申請地の位置は、堂山公民館の東側500mに位置して、現在は

水田です。現在申請人が耕作されています。

受人は、経営規模の拡大という申請理由であり経営意欲は有り、農機具等は掛け乾しに必要な機材は揃って居ました。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・営農計画書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号5番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって決定といたします。

次に、整理番号7番について、14番委員をお願いいたします。

14番

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号7番について、去る7月14日に調査を行いましたので14番が報告いたします。

受人は、伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は町船津田下で年齢は55歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は受人と同じ町船津田下で年齢は81歳です。

申請地は2筆ありますが1枚の圃場に成っています。県道南浦・築地線の岩切橋より北100mに位置した伊佐市菱刈南浦字桑木水流地積967㎡と同じく伊佐市菱刈南浦字桑木水流、地積969㎡です。地目はともに田、地積は2筆併せて1,908㎡で売買による所有権移転であります。

受人の経営面積は15,717㎡で取得可能面積であります。農作業従事者は、奥さんと2人で、通作距離は1km弱で現況は水稻を植栽されており、良く管理された農地です。この秋の取り入れが終わった段階で引き渡す事に成っています。

経営意欲はあり、トラクター・田植機・コンバイン等の農機具も完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号7番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって決定といたします。

整理番号8番について、7番委員をお願いいたします。

7番

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号8番について、7番が7月15日に現地調査を実施しましたので調査結果を報告いたします。

譲受人は伊佐市大口田代、22歳、自治会は辺母木に居住され農業をしながらお父さんの建設業を手伝っておられます。

譲り渡し人は伊佐市大口田代、76歳、自治会は辺母木に居住され無職です。

申請地は伊佐市大口田代字岩川内です。面積は1,188㎡です。経営面積は今回利用権設定する分と合計して9,480㎡です。農作業従事者は申請者と両親の3人で同一世帯です。

法律関係は売買による所有権移転です。

申請地の現況は水田です、これまで申請人の父が耕作されてきました。お父さんは大工と兼業で今回利用権設定した農地も耕作されていた農地です。

申請人も父親の大工見習をしながら農業をされています。今後は申請人が主体となり農業されるとのことでした。農機具はトラクター・動噴はありますが、コンバイン・田植機については母親の里から借りて使用しているとのことでした。申請地は集落内であり問題はありません。受人は規模拡大という申請理由であり耕作意欲はあります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議

長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号8番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって決定といたします。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」は申請件数8件、決定件数7件、保留件数1件とします。

議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について、議題といたします。現地調査の報告を求めます。

8

番

整理番号1番について8番委員お願いいたします。

議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定の整理番号1番について、去る7月15日に1番委員・11番委員と立会人として申請人の中村静男さん夫婦の立会いで調査をしましたので、8番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口小木原に居住され、申請地は十層池手前200m位の所で、大口小木原字端山下、畑、面積444㎡と大口小木原字端山下、畑、面積79㎡、2筆で合計面積523㎡であります。申請地の北側は遊休農地みたいに成っています。南側は畑、東側は宅地、西側は畑であります。除外目的は息子さんが現在佐賀県の官舎に居住して居るが、父親から借りて自宅を建てるため、申請するものであります。農用地区域街に代替地を3カ所ほど検討してみましたが、環境が悪く、又居宅が太陽光発電システムのため、日当たりの良いこの申請地に決めたとのこととあります。除外することで農用地の集団化や農作業への影響、利用集積等に支障を及ぼさないと思われま。

以上のような事由により除外はやむを得ないものと、調査員で協議しましたが、皆様方の審議方よろしくお願いいたします。

議

長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号1番に賛同される方举手をお願いいたします。

(全員举手)、

よって決定といたします。

議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について、申請件数1件、決定件数1件といたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。現地調査の報告を求めます。

整理番号1番につきまして17番委員をお願いいたします。

1 7 番

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番号について、6月15日、12番と、15番、17番委員で調査いたしました。報告は15番委員が欠席ですので17番が行ないます。申請人譲渡人・譲受人に立ち会っていただいております。

譲渡人は伊佐市菱刈荒田にお住まいでございます。譲受人は親子関係です。所在は菱刈荒田字曾源氏原で登記は畑、現況はすでに車庫が建ててある状況でございます。所有権移転の贈与でございます。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当します。申請地は市道西川～青木元線と農免道路(こがね道路)交差点の所でございます。転用目的は車庫を平成13年度に建築されておりまして、宅地を転用されるときに漏れがあったと申すことで今回申請されたものでございます。周囲の農地等に係る営農条件への支障についてもまったく無いと申す風に、判断を3人ともいたしました。住宅の南側は山で木が繁っており、仮に畑で使用としても利用価値の無いところであります。

以上のようなことで、調査員3人の総合意見といたしましては別に問題はないのではないかということで判断いたしました。

添付資料といたしまして、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する契約書、始末書など添付してあります。

委員の皆様方のご審議をお願いして報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号 1 番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号 2 番につきまして 11 番委員をお願いいたします。

1 1 番

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号 2 番号について、11 番が報告いたします。

去る 7 月 15 日、1 番委員、8 番委員、私と譲受人、立会いのもと共同調査を行いましたので 11 番が報告いたします。

申請人で借り受人 36 歳は、佐賀県三養基郡上峰町大字坊所に居住され、職業は自衛官で奥さんの実家も近くであります。今回父親 61 歳より期間を 30 年間で借り入れて、場所は大口小木原字端山下地目畑、面積 444 m²と大口小木原字端山下地目畑、面積 79 m²の 2 筆、合計 523 m²を借り受け、転用目的として一般住宅と 79 m²は進入道路を新設しようとする申請であります。

地目は畑ですが、水分が多く野菜も育たないということで、15 年前位前にブルーベリーを植えた経緯があり現在も果樹を植えてあります。申請地の東側は宅地、西側・南側・北側は畑となっていますが、現在どの畑も手入れはしてなく、一部は山林化しており、今回の遊休農地調査の対象に成っているところでもあります。

場所は十層公園近くであります。

今回住宅建設により農地に及ぼす影響はないものと判断いたしました。この申請地は先程、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」に係る意見決定の除外申請が出されて審議がなされた所でございます。

添付書類としまして、土地使用貸借契約書、被害防除に関する誓約書、全部事項証明、廃水処理確約書、住民票、位置図、確約書、建物図面、汚被害防除計画書、事業計画書等が添付されております。

以上のような理由により、3 人で協議しました結果、特別に問題はないものと判断いたしました。

委員皆様方のご審議方をよろしくをお願いいたします。

議長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号2番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号3番につきまして16番委員をお願いいたします。

16番

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議席番号16番より現地調査結果について、整理番号3号につきまして報告させていただきます。

それでは、当案件ですが去る、7月15日、4番委員、9番委員と私16番委員において共同調査をいたしました。

立会人として、申請者が出席しております。

譲受人は伊佐市大口牛尾にお住まいで54歳、自治会は、郡山自治会であります。

譲渡人は鹿児島市東谷山にお住まいであります。

本申請は、売買で所有権移転されるもので、転用目的は、自己資金による駐車場及び資材置場としての利用となっております。

申請地は伊佐市大口大田字若宮後、地目は畑であります。地積が460㎡で、農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、(旧国鉄山野線の跡地)が大口～山野までふれあい道路がありますが、その間の郡山集落の信号機から牛尾小学校方向へ約100m位に位置し、西側が申請人の住宅、南、北側が民家で東側が市道であります。

添付書類として、土地の全部事項証明、位置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書が提出されております。

調査の結果、この申請については、3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして報告を終わります。

議長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号3番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」は申請件数3件、決定件数3件と致します。県農業委員会に諮問いたします。

議案第6号「非農地証明願」について、議題といたします。現地調査の報告を求めます。整理番号1番につきまして13番委員をお願いいたします。

1 3 番 議案第6号「非農地証明願」整理番号1番について、去る7月15日に6番、12番、13番において、現地調査行ないました。13番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口篠原に居住されております。

土地の所在地は、伊佐市大口篠原字上ノ原、大口中学校北側に位置しております。地目は畑ですが現況は山林です。今回伊佐市の指摘により、非農地証明願いを提出されることになりました。

周囲の状況といたしましては、3年位前まで周りはずべて山林でしたが、現在北側の一部を市の事業による、道路建設のため造成されております。

非農地となった時期は、昭和63年2月頃です。

理由といたしまして、周りの畑の所有者の方々が植林をされ、自分の畑地までの通路さえ雑木などで通行困難となり、植林をされることになりました。

当該農地の現況は、申請地全部であり、樹齢もかなり経っており、このことから、農地性は喪失しており、調査員3人とも農地への復旧は困難であると判断いたしました。

皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で私の調査報告を終わります。

議 長 只今の報告に異議はございませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号1番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

議案第6号「非農地証明願」については申請件数1件、決定件数

1件と致します。

以上を持ちまして議案の採決を終了いたします。

その他、月例報告からお願いします。

事務局 月例報告書により報告。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 「農地移動適正化あっせん基準」について、事務局

資料 27 ページからご覧ください。

前回定期総会にてご審議いただきましたあっせん基準につきまして、県に申請しましたところ、要件の緩和による見直しの指導がございました。(資料参照)

28 ページを開いていただき右側が修正前、左側が修正後となります。ア家族従事者の部分、ウの従事している者の意欲と能力を有する部分。一番ご審議いただいたエの年齢要件につきましても、今回削除となっております。

なお、このあっせん基準につきましては7月1日付けで県より認定されております。

事務局 全国農業新聞の農協口座からの引落しの承諾書について、委員の皆様をお願いいたします。

お手元に配布してあります封筒の中に、委員の皆様個々に名簿が同封されております。

今回農協の合併により、北さつま農業協同組合になり、今まで行なわれていた農協口座からの差し引きについて、承諾書の有無を問われ、提出が必要となりました。

総件数 174 件で広範囲に渡ることから委員の皆様をお願いする事になりました。お忙しい中ご苦勞をおかけしますが、よろしくをお願いいたします。同封いたしましたクオカードも有効にお使いいただきたいと思っております。

また、先日7月8日に行なわれました、全国農業新聞普及対策会議のなかで、別紙のとおり普及拡大のお願いがありました。

全国農業新聞は「農業委員会等に関する法律」に基づく「農業及び農民に関する情報提供」の中核であり、普及部数は組織活動

のバロメーターということで、別紙の通り、全国農業委員会会長大会で「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの決議がされております。

委員の皆様全国農業新聞の良さをご理解いただき、一部でも多くの普及推進をお願いいたします。

議長 今事務局からお願いがありましたように、全国農業新聞の引落としについてのご相談をお願いしたわけですが、お忙しい中ですがよろしくをお願いいたします。7月中でお願いします。

事務局 前回の総会の中で農地パトロールをお願いして、未耕作地の調査をお願いしました。早速非農地証明が出てきております。皆様が、現地調査をされ指導をなさった結果が非農地証明という形で申請されています。来月も又1件非農地証明が出ています。現地に行かれますと大変対応に、苦慮されることが多いと思いますので、そこで、農地パトロールの際の注意事項を作成いたしました。

(資料により説明) 省略

10番 非農地証明について、田にクヌギを植えている方に、話をしたら、おじいちゃんの代に田と畑を交換されたそうですが、所有権移転をされてなくてそのままの名義で現在までできている方について非農地証明の指導は、どうしたら良いかお伺いします。

事務局 農地法5条で指導してください。現在の所有者から耕作者に山林で渡せば可能かと思えます。

10番 名義は直らないそうですが

事務局 先ず相続が終了してから5条申請をしてください。印鑑が必要になりますが、時効取得もできます。

事務局 全国農業新聞について補足をさせてください。印鑑については農協口座の印鑑をいただいでください。

クオカードについては、対象者分ありません、限られた枚数しかありませんので、カードで対応出来ない場合、事務局に相談してください。

農地パトロールについて、お願いしたわけですが、農業委員さんの身分について、農業委員会等に関する法律の中では、非常勤の地方公務員となっています。事務局からお配りした地積図・所有

者とかにつきましては、守秘義務がございまして、地権者のかたにはお配りしてございません。情報提供はいたしますが取り扱いについては注意していただきますようお願いいたします。

事務局 利用権設定についてお願いしてありますので、よろしくお願
いいたします。まだ、10月30日で期限が切れる分でございます。
まだ充分期間がございしますが、件数が多いですのでよろしくお願
いいたします。

これで平成22年度 第3回農業委員会総会を終わります。

終了時間 午前 10時30分